**青山学院大学総合研究所**

**2021年度研究ユニット募集要項**

青山学院大学総合研究所規則の研究所の目的**「総合研究所は、統合研究機構が策定する全学的な研究推進に係る方針に基づいて、青山学院大学の教育研究との有機的な関係のもとに広く学術を統合し、各専門領域及び学術領域の研究を行うほか、国内外の大学及び研究機関との交流を図り、社会と学術文化の進展に寄与することにより、本学の教育研究の基礎を培い、その水準を高めるために学内資金による研究ユニットを設置し、研究活動を行うことを目的とする。」**に基づき、研究ユニットの募集を行います。

**1. 研究内容の要件**

総合研究所を代表して行う社会性の高い研究で、緊急性、または斬新で画期的な企画と認められる研究であり、本研究所の趣旨・特色を充分に活かして企画された研究で、一人又は複数の研究者で組織する研究とします。

**2. 研究期間**

研究期間：2年～3年

研究期間終了後１年以内に必ず研究成果刊行（市販本もしくは報告論集）を行うものとします。

※ ユニットリーダーは、研究期間終了年度、または、研究期間終了の翌年度には、予算規模にみあう外部資金（科研費等）に応募することを申請の条件とします。

**3. 募集研究ユニット**

Ⅰ. 一般研究Aユニット（予算総額1,500万円以上）

Ⅱ. 一般研究Bユニット（予算総額 600万円以上1,500万円未満）

Ⅲ. 一般研究Cユニット（予算総額 600万円未満）

Ⅳ. キリスト教文化研究ユニット（予算総額 600万円以下）

・ 予算総額は、研究期間内の研究費＋研究成果刊行に要する費用（市販本を希望する場合：200万円以内、報告論集を希望する場合：20万円以内）です。

**4. 研究ユニット構成員**

① ユニットリーダー：本学の専任教員（有期契約教員を除く）に限り、研究ユニットの研究成果刊行終了まで責任が持てる者とします。

② ユニット構成員：以下に該当する者

・ 本学の専任教員（有期契約教員を含む）

・ 他の大学、独立行政法人、各種研究機関等に所属する研究者

・ その他、専門分野における修士以上の学位又は実務に関する最新の知識、豊富な経験若しくは優れた業績を有すると認められる者

③ 研究ユニット構成条件として、本学専任教員（有期契約教員を含む）が過半数である

こと

※ 研究ユニット採択決定後、本学専任教員は本研究所の兼担所員となります。本学専任教員以外は本研究所の客員研究員、または、特別研究員として受け入れることができます。

**5. 申請方法および手続き日程**

以下のとおり、申請手続きをお願いいたします。必ずユニットリーダーが手続きをしてください。

■ 提出書類：「青山学院大学総合研究所　2021年度研究ユニット設置申請書」

　 総合研究所HP「研究ユニット募集」(http://www.ri.aoyama.ac.jp/unit/unit.html)からダウンロードし、必要事項を入力後、E-mailに添付し総合研究所宛に送信してください。件名は、「2021年度研究ユニット設置申請」としてください。

■ 提出先E-mailアドレス：agu-tkk @aoyamagakuin.jp

提出期間 ：2020年9月23日（水）～　2020年10月6日（火）

|  |
| --- |
| ① 「青山学院大学総合研究所　2021年度研究ユニット設置申請書」  （注：可能な限り専門的な語句は控え、一般的な表現で記載してください。)  ② 「研究経費使用計画書」  　　　説明が必要と思われるものについては、別紙を添付してください。 |

＜提出書類の明細＞

**6. 審査について**

(1) 外部識者を含む評価者による書類審査、必要ならばヒアリングを行い、総合研究所運営委員会で審議し、所長が決定します。

(2) ヒアリングを実施する場合は、後日、E-mailにてユニットリーダーに通知いたします。必ずユニットリーダー(もしくは代理者)がご出席ください。

(3) 審査の結果については、ユニットリーダー宛にE-mailにて通知いたします。

**7. 活動上の注意事項**

**(1) 研究経費の使途**

研究経費については、「青山学院大学総合研究所研究ユニット細則」（以下、細則という）第9条に従うこととします。

ただし、「出張費」は、年度ごとに研究経費の2/3以下でなくてはなりません。また、国外出張は、一人当たり支給額は年50万円を限度とします。

**(2) 研究ユニットの評価および活動の継続**

研究ユニットは、毎年、運営委員会による評価を受けなければなりません。活動の継続または停止および研究費予算は同委員会の評価結果に基づき決定されます。なお、研究ユニット停止の場合は使用した研究経費の返還を求めることがあります。

**(3) 研究成果刊行**

ユニットリーダーは研究期間終了後１年以内に必ず研究成果刊行（市販本もしくは報告論集）を行うものとし、刊行物は運営委員会の評価を受けます。

注：研究成果刊行が期限内に実施されない場合、総合研究所運営委員会は、当該研究ユニットが使用した研究費の返還を求めることがあります。

**(4)「総合研究所報」への研究成果の寄稿および広報活動の参加義務**

ユニットリーダーには、毎年、「総合研究所報」に研究報告（ページ数2～3）の執筆をお願いいたします。日本文と、できる限り英文のものもお願いいたします。

また、総合研究所の広報活動等に積極的に協力をお願いいたします。

**(5) 著作権および特許権その他知的財産の管理・運用**

研究ユニットにおける発明、著作及び特許に関する権利の帰属又は利用に関しては、近日お知らせいたします。

**8. その他**

(1) 研究期間終了年度、または、研究期間終了の翌年度には、ユニットリーダーは予算規模にみあう外部資金（科研費等）に応募することを条件とします。

(2) 同一人が、同時に3つ以上の研究ユニットの構成員になることは出来ません。また、2つ以上のユニットリーダーになることは出来ません。

(3) 研究ユニット構成員（専任教員）に学内研究制度（在外研究員制度、国内研究制度、特別研究期間制度）の適用者がいる場合は、併任許可手続が必要となりますので、該当者は届け出てください。

(4) 同一テーマ（それに準ずると認められる場合も含む）による研究ユニットの再設置は認めていません。

(5) 提出書類にある氏名・所属・研究内容等は、広報活動のため、総合研究所、大学、学院が作成する刊行物ならびにWeb上に適正な範囲で公表されることになりますので、予めご承知おきください。

(6) 本研究ユニットの研究成果を発表する場合には、青山学院大学総合研究所により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文のAcknowledgement（謝辞）には、青山学院大学総合研究所の助成を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。

(7) 提出書類は学院の個人情報保護の取り扱いに準じます。

以　上

＜問い合わせ先＞

研究推進部研究推進課

　　E-mail：agu-tkk@aoyamagakuin.jp

TEL：03-3409-7472、内線：12031、12032

相模原事務部研究推進課

　　　　　　　　　　　　　　E-mail：kenkyuusienu@aoyamagakuin.jp

　　　　　　　　　　　　　　　TEL：042-759-6056、内線：42094